

安曇野市自治基本条例 (案)

安曇野市

前 文

私たちのまち安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併して誕生した。~~安曇野市は、各地域の個性を大事にし、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを目指します。~~私たちは、先人たちが守り育ててきたかけがえのない豊かな自然環境を守りながら、郷土の誇るべき歴史、文化を継承していく必要がある~~育んできた先人たちの努力に思いをいたし、安曇野市がさらに魅力あるまちになるよう力を合わせます。~~

少子高齢化など地方のまちが困難な問題に直面しているいま、現代に暮らす私たちにもまた、自らの力で、幸福に暮らせるまち、安全、安心に暮らせるまちをつくり、守り育てる必要がある~~りま~~~~す。~~すべての市民に、自治に基づいたまちづくりに参加する権利があり、まちづくりを進める責任がある~~りま~~~~す。~~

安曇野市はここに、自治の基本理念と原則を市民全員が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定する~~りま~~~~す。~~

【方針】 前文を入れることとし、前文は簡潔にし、分かりやすい表現とする。

【盛り込む内容】【安曇野の地理的条件、自然環境】

- ・本市は、雄大な北アルプス山麓に広がる、自然豊かな田園産業都市…

市民会議では、条例や計画などで「北アルプス…」の文言が出てくるので、安曇野の地理的条件、自然環境については必要最小限に止めることとしました。

【盛り込む内容】【町村合併】

- ・本市は、平成 17 年 10 月 1 日、3 町 2 村の合併により誕生し…

市民会議では、地方分権社会の中で、平成の大合併の経過は盛り込んでいくべきとの意見がだされました。各町村の特性を活かしながら、市の一体感の醸成を図っていくこととしました。

【盛り込む内容】

【安曇野の歴史・文化、社会情勢、目指す方向性】

- ・先人たちが守り育ててきた歴史、文化、伝統を引き継ぎ…
- ・社会情勢が大きく変化する中、私たちは自治の主体であることを自覚するとともに、安曇野に誇りと責任をもって自治に取り組まなければなりません。
- ・一人ひとりが健康寿命延伸をめざすとともに、いきいきと暮らせるよう…。

安曇野は先人たちの弛まぬ努力により現在があります。大きく変革する社会情勢を捉えた今後の市政運営が求められ、市民一人ひとりが責任を持って、主体的に行動することが重要であることについて盛り込みます。また、市が進める健康長寿のまちづくりの推進を図るため、一人ひとりが健康で長生きし、いきいきと暮らせる地域を目指します。

【盛り込む内容】【条例の制定（結び）】

- ・市民憲章を尊重し…
- ・ここに、自治の基本理念を明らかにし、みんなが主役のまちづくりを目指した…
～自治の最高規範として、条例を制定します。

法制度的には他の条例との位置づけは同じではありますが、他の条例を包括する条例でもあることから、市民会議では、自治基本条例は「最高規範」として位置づけることを第 2 条で規定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、**安曇野市（以下「本市」という。）**の自治の基本理念及び基本原則、並びに市民、議会及び市の執行機関の役割、市政運営についての基本原則等を明らかにするとともに、市民主体のまちづくりを協働して推進することを目的と**するも**す。

【盛り込む内容】【目的】

- ・この条例は、本市の自治及び市政に関する基本的な原則を定めるもの…
～市民、市議会及び市の執行機関*の役割を明らかにする…
～市政運営の基本的事項を定めるものとし…
～市民主体のまちづくりを協働して推進していくことを目的とする…

条例が明らかにするもの、定めるものの趣旨と目的を明らかにします。市民、議会及び市の執行機関の役割と関係を明らかにします。市政運営の基本的事項を定めるとともに、市民が主体となる地域づくりを目指すことを明記することとしました。また、*の註記として「次の定義にもあるように、市の執行機関とは市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、および固定資産評価委員会を指します」の説明挿入も検討しています。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、**本市の自治に関する基本的な原則を定めた本市における最高規範であり**、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等に従い自治を推進**するものとする**もす。

2 市議会及び市は、この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合及び**総合計画等基本構想等**の計画策定、政策の立案及び実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図**るものとする**もす。

【盛り込む内容】【条例の位置付け】

- ・この条例は、本市の自治及び市政に関する基本的な原則を定めるもの…
- ・市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等に従い自治を推進…
- ・市民、市議会及び市は、この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。
- ・市民、市議会及び市は、基本構想等の計画策定、政策の立案及び実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

この条例を「最高規範」と位置付け、自治、市政の基本的な原則を定めるもの、市民及び市は条例を遵守し、条例に基づき自治を推進することを定めるもの、並びにこの条例以外の条例、規則等の制定及び基本構想等の策定に当たっては、この条例を尊重することを定めるものです。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる~~ります~~。

(1) 市民 次に掲げるものをいう~~います~~。

ア 市内に居住する~~者~~

イ 市内に通勤し、又は通学する~~者~~

ウ 市内で事業活動を、又は公益の増進に取り組む~~もの個人又は団体~~

【盛り込む内容】【市民の定義】

・次に掲げるものをいいます。

(1) 市内に居住する人

(2) 市内に通勤し、又は通学する人

(3) 市内で事業活動を、又は公益の増進に取り組む個人又は団体

市民会議では、「市民」の定義を、外国人を含む市内の居住者のほか、市内へ通勤、通学する方、また市内の事業者や市民活動など公益活動に取り組む主体も市民と位置づけました。

(2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう~~います~~。

【盛り込む内容】【市の定義】

・市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会及び地方公営企業

(3) 自治 自らの地域を自らの意思と責任において治めることをいう~~います~~。

【盛り込む内容】【自治の定義】

・自らの地域を自らの意思と責任において治めること

日本国憲法に規定する「地方自治の本旨」は、自己決定、自己責任という地方自治の本来のあり方であり、一般的に「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなると解されています。その地方自治の本旨を表現しました。

(4) まちづくり ~~すべての市民が対等で、それぞれの持つ能力を活かし、相互の協力のもと、地域課題を解決し、暮らしやすい地域社会を実現することをいう~~います。

【盛り込む内容】【まちづくりの定義】

・すべての市民が対等で、それぞれの持つ能力を活かし、相互の協力のもと、地域課題を解決し、暮らしやすい地域社会を実現すること

市民会議の各意見を総合し、様々な能力や専門的な技術を持つ市民の多様性を活かすとともに、すべての市民が対等で地域課題の解決に参画し、暮らしてよかったと思える地域社会を構築するための活動としました。

(5) 協働 市民、市議会及び市が、~~それぞれのあるいは市民相互の~~自主性を尊重し、~~それぞれの~~役割を担いながら対等な立場で、協力し、~~とも共~~に行動することをいいます。

【盛り込む内容】【協働の定義】

・市民、市議会及び市、あるいは市民相互の自主性を尊重し、それぞれの役割を担いながら対等な立場で、協力し、共に行動すること

「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針」における協働のまちづくりの定義は、「協働のまちづくりは、私たち一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、環境や考え方が異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携することです。」としています。市民会議では、「異なる主体同士」はわかりづらいとの意見から、「市民と市、あるいは市民相互」としました。市民と議会及または市の執行機関、また市民同士がそれぞれの役割分担の中で活動し、不足する部分をお互いに補完することとしています。

(自治の基本理念)

~~第4条 市民、市議会及び市は、次に掲げることが基本理念として自治を推進します。~~

~~(1) 市民、市議会及び市は、自治の主体として、それぞれが果たすべき役割と責任を分担し、協働して自治を行います。~~

~~(2) 市民は、自らの意思と責任に基づき、市政に積極的に参画するよう努めます。~~

~~(3) すべての市民の人権が尊重され、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指します。~~

第4条 市民、市議会及び市は、全ての人権を尊重し、安全、安心で心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、協働して自治を推進するものとする。

（自治の基本原則）

第5条 市民、市議会及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、自治を推進するものとする~~とします~~。

（1）市民主体の原則 市民は、それぞれが主体であることを自覚し、それぞれの個性や能力を発揮すること~~も、まちづくりを進めること~~。

【盛り込む内容】【自治の基本原則：市民主体の原則】

自治の基本原則を次のとおり定めます。

- ・市民は、それぞれが主体であることを自覚し、それぞれの個性や能力を発揮し、まちづくりを進めます。

市民が主権者であることが原則であり、市民主権とは「市民が市政の主権者であり、主体的な市政への参画を保障する」ことです。条例において、市民が主体である「市民主権」を規定することにより、一人ひとりが持つ個性や能力を発揮できる社会の形成を図り、市民主体のまちづくりを推進します。

（2）~~参画と~~協働の原則 市民、市議会及び市は、それぞれの役割と責任のもと、~~参画と~~協働によるまちづくりを目指すこと。

【盛り込む内容】【自治の基本原則：参画と協働の原則】

- ・市民、市議会及び市は、それぞれの役割と責任のもと、参画と協働によるまちづくりを目指します。

市民、市議会及び市がそれぞれ自立し、それぞれの役割分担のもとに協働しながら活動するとともに、市民の市政への参画を進めていくことについて定めます。

（3）情報共有の原則 市民、市議会及び市は、自らが考え行動する自治の理念を実現するため、互いに情報を共有~~すも、まちづくりを進めること~~。

【盛り込む内容】【自治の基本原則：情報共有の原則】

- ・市民、市議会及び市は、自らが考え行動する自治の理念を実現するため、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。自治の主体である市民、市議会及び市の執行機関の三者がそれぞれの役割分担を果たし、協働のまちづくりを推進するとともに、自治を推進していく上で必要な情報の共有を図ることについて定めます。

（4）人権尊重の原則 市民は、~~ともに個人として認め合い、~~互いの人権を尊重すること~~も、まちづくりを進めること~~。

【盛り込む内容】【自治の基本原則：人権尊重の原則】

- ・市民は、ともに個人として認め合い、互いの人権を尊重し、まちづくりを進めます。

基本的人権の尊重を大原則として、差別のない、すべての市民がお互いの人権を尊重することについて定めます。

また、国籍、性別、年齢や健康状態などに関わらず、すべての人が対等であることを意味します。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、~~まちづくりの主体として、それぞれが主体的にまちづくりを進め、市政に参画することができる権利を有します。~~

~~2 市民は、市政に参画する権利を有します。~~

2 市民は、市議会及び市が保有する情報について知ることができる権利を有するとともに、~~自主的な活動に取り組む権利を有します。~~

3 市民は、法令等の定めるところにより、~~市の行政サービスを等しく受けることができる権利を有します。~~

【盛り込む内容】【市民の権利】

- ・市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有し…
- ・市民は、市政についての情報を知る権利を有し…
- ・市民は、市政に参画する権利を有し…
- ・市民は、法令等の定めるところにより、市の行政サービスを等しく受け…

主体的・自主的にまちづくりに参加し、活動を行うことが市民の権利であることと定めます。

市民が自治の主体であり、市政への参画の権利とまちづくりの情報に関する市民の権利を定めます。市では「安曇野市情報公開条例」により、市民の権利に規定する「市政についての情報を知る権利」及び「まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利」を保障するため、情報公開及び情報共有について定めています。

行政サービスの提供を受ける権利を規定しますが、サービスは条例や規則の規定に基づき、対象者が限定されることもあります。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治の主体として意識を高め、~~まちづくりに関心を持つとともに、市との協働によりまちづくりを推進するものとする、暮らしやすい地域社会の実現に努めます。~~

2 市民は、まちづくりを進め、~~及び~~市政へ参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めるものとする~~ます。~~

~~3 市民は、お互いに尊重し合い、協力し合うとともに、主体的にまちづくりに関わるよう努めます。~~

【盛り込む内容】【市民の責務】

- ・市民は、自治の主体として意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、市との協働によりまちづくりを推進し、暮らしやすい地域社会の実現に努め…
- ・市民は、まちづくり及び市政へ参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努め…
- ・市民は、お互いに尊重し合い、協力し合うとともに、主体的に地域課題の解決やまちづくりに関わるよう努め…

市民は自治の主体としての自覚を持ち、まちづくりへ関心を持つとともに積極的に参画することについて定めます。市民は、積極的にまちづくりの推進や市政に参画することを前提に、自らの提言が言い放しでなく、発言に責任を持った行動に努めることについて定めます。

区加入については、市民会議の中でも特に議論が交わされた項目でありました。しかし、区加入の強制は法的根拠もなく困難であり、また強制的に入ることで区が混乱するケースもあることから、ここでは市民のコミュニティやまちづくりへの参画を主眼としました。

第3章 議会の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

- 第8条 市議会は、選挙で選ばれた議員をもって構成される意思決定機関であり、~~議会の権能の範囲において、政策立案、政策提言等行うよう努める権能とともに、市政運営を監視するものとする権能の行使に努めます。~~
- 2 市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表し、~~市民及び市との情報共有すに努める~~など、開かれた議会運営に努めるものとする~~ます~~。
- 3 市議会は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報~~を適正に管理し、及び利用しなければならない。~~

【盛り込む内容】【議会の役割及び責務】

- ・市議会は、選挙で選ばれた議員をもって構成される意思決定機関であり、政策立案、政策提言等行う権能とともに、市政運営を監視する権能の行使に努める…
- ・市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表し、市民及び市との情報共有に努めるなど、開かれた議会運営に努め…
すでに「議会基本条例」が制定されていることから、市民会議では、基本的に「議会基本条例」を尊重したものとすることとし、基本的な事項を掲げました。

(議会議員の責務)

- 第9条 ~~市議会議員は、開かれた議会市民全体の福祉の向上を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、市民の意見、要望等を適確に把握するとともに、自己研さんに努め、議会機能を発揮させるよう誠実かつ公正に職務を遂行するものとするします。~~

【盛り込む内容】【議会議員の責務】

- ・市議会議員は、市民全体の福祉の向上を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己研さんに努め、議会機能を発揮させるよう誠実かつ公正に職務を遂行…
市民会議では、基本的に「議会基本条例」を尊重したものとすることとし、基本的な事項を掲げました。

第4章 市の役割及び責務

（市長の役割及び責務）

第10条 市長は、~~本市の代表者として~~この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、本市の自治を推進するものとする~~は~~。

2 市長は、自治の基本~~理念原則~~に基づき、必要な財源の確保に努めるとともに、市の計画の~~策定~~及び政策の~~策定~~実施、評価を行うものとする~~は~~。

【盛り込む内容】【市長の役割及び責務】

- ・市長は、本市の代表者として、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、本市の自治を推進します。
- ・市長は、自治の基本原則に基づき、必要な財源の確保に努めるとともに、市の計画及び政策の策定、実施、評価を行います。

市長は、地方自治を担う二元代表制の一つとして位置づけられたものであり、市政に対する市民からの信託に基づき公正かつ誠実に市政運営を執行しなければならないことを定めます。

今後の市政は地域経営体としての視野を持ち、市民主体の自治及び協働のまちづくりの推進を基盤として、より効率的かつ効果的な市政運営に努めなければならないことを定めます。

（市の役割及び責務）

第11条 市は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を~~の~~執行するものとするに努め~~ます~~。

~~2 市は、市民及との協働によるまちづくりの推進に努め~~ます~~。~~

2 市は、市民の意見が市政へ反映されるよう、市政への市民の参画を推進します。

【盛り込む内容】【市の執行機関の役割及び責務】

- ・市は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。
- ・市は、市民との協働によるまちづくりの推進に努めます。
- ・市は、市民の意見が市政へ反映されるよう、市政への市民の参画を推進…

権限とは、地方自治法第7章に規定する市長の権限（統轄し代表する権利、事務の管理及び執行の権限、事務を担当する権利など）及び同法138条の4に規定する市長を除く市の執行機関の権限であり、その権限と責任により、公正かつ誠実な市政運営に努めることについて定めます。

（職員の責務）

第12条 職員は、~~全体の奉仕者として~~市民との信頼関係のもと、公正かつ誠実に職務を~~の~~遂行するものとするに努め~~ます~~。

2 職員は、~~社会情勢及び市民ニーズ多様化する地域課題及び高度化する行政需要~~に的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めるものとする~~は~~。

- 3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする~~ます~~。

【盛り込む内容】【職員の責務】

- ・職員は、全体の奉仕者として、市民との信頼関係のもと、公正かつ誠実に職務の遂行に努めます。
- ・職員は、多様化する地域課題及び高度化する行政需要に的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。
- ・職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組む…

職員は、地方公務員法第 30 条に規定する「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」のとおり全体の奉仕者として法令遵守することは当然であり、市民との信頼関係を構築し、公正かつ誠実に職務を遂行していくことについて定めます。

職員は、自治を推進するコーディネーター役であり、社会情勢の大きな変化に伴う地域課題の多様化・複雑化、市民ニーズの高度化など、これらに対応できるプロフェッショナルとしての能力が求められることから、自ら知識や技術の向上に努めることについて定めます。

第 5 章 市政運営

(市政の原則)

第 13 条 市は、市政運営の透明性及び信頼性の向上に努めなければならない。

(法令遵守)

第 14 条 ~~市議会及び~~市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、法令等を誠実に遵守しなければならない~~りません~~。

【盛り込む内容】【法令遵守】

- ・~~市議会及び~~市は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守…

市政を担う議会及び市の執行機関には、公正な自治を推進することが求められ、法令の遵守を義務付けることについて定めます。

(総合計画)

第 15 条 ~~市議会及び~~市は、総合的、計画的な市政運営を行うため、基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする~~ります~~。

2 ~~市議会及び~~市は、基本構想及び基本計画に基づく個別計画を策定するときは、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図るものとする~~ります~~。

3 ~~市議会及び~~市は、基本構想、基本計画その他個別計画を策定するにあたっては、市民参画の機会を保障するものとする~~ります~~。

【盛り込む内容】【総合計画】

- ・市議会及び市は、総合的、計画的な市政運営を行うため、基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定します。
- ・基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図ります。
- ・市議会及び市は、基本構想、基本計画その他個別計画を策定するにあたっては、市民参画の機会を保障します。
平成 23 年地方自治法の改正により、各自治体において基本構想の策定義務がなくなり、策定及び策定において市議会の議決を経るかについては、それぞれの自治体に委ねられることとなりました。

（財政運営）

第 16 条 市議会及び市は、~~総合計画に基づき~~、財政の健全性を確保し、持続可能な運営を図るものとするに努めますなればなりません。

2 市議会及び市は、財政運営の状況を市民に公表し、わかりやすく説明しなければならないなればなりません。

【盛り込む内容】【財政運営】

- ・市議会及び市は、財政状況を的確に把握し…
～持続可能な財政運営を行う…
～最小の経費で最大の効果をあげるよう…
～財政の健全性を確保する
 - ・市議会及び市は、財政運営の状況を市民にわかりやすく公表するよう努める…
- 自治体経営という視点から、持続可能な行財政運営が図られるためにも、健全財政の確保、最小経費で最大の効果をあげることが重要です。また、市の財政状況を市民に見える形で公表することも重要であることについて定めます。

（情報の公開・共有）

第 17 条 市は、市民の市政に対する理解と信頼を深めるとともに、~~市民の市政への~~参画を促進するため、市が保有する情報の積極的な提供に努めるものとする~~ます~~。

~~2 市は、市政に関する情報を適正に公開します。~~

~~3 前項に規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。~~

【盛り込む内容】【情報の公開・共有】

- ・市は、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参画を促進するため…
- ・すべての市民の知る権利の実効的保障…
- ・市は、市の保有する情報が市民の共有財産で…積極的に情報を提供し…
- ・市民の求めに応じ、情報を適正に公開…

安曇野市情報公開に関する事項は、本条例第 6 条「市民の権利」で規定しています。

（個人情報保護）

第 18 条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない~~りません~~。

【盛り込む内容】【個人情報保護】

- ・市は、個人の権利及び利益を保護するため…
- ・基本的人権の擁護及び公正で開かれた市政の確立に資するため…
- ・市は、市民の基本的人権を守るため…

「安曇野市個人情報保護条例」を尊重するとともに、その条例の枠組みを自治基本条例に盛り込みます。

市民の基本的人権の擁護や構成で開かれた行政運営の推進を図るため、市は保有する個人情報を保護することについて定めます。

（附属機関）

第 19 条 市は、附属機関の委員を選出するにあたって、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映及び公正な確保を図るよう努めるものとする~~ます~~。

【盛り込む内容】【附属機関】

- ・附属機関の委員の選出にあたっては、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の市政への反映並びに公正の確保を図る…

「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」を尊重して盛り込みます。

附属機関の委員の選考に当たっては、公正な行政運営を図るため中立性及び公平性に配慮しなければならないことについて定めます。

（パブリックコメント）

第 20 条 市長は、~~市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、~~市民と行政の協働のまちづくりの実現、及び開かれた市政を推進するため、市の重要な条例及び計画の策定等に当たり、~~市民に~~事前に案を公表し、~~広く市民の~~意見を聴取するとともに、これに対する市長の考え方の公表に努めるものとする~~ます~~。

【盛り込む内容】【パブリックコメント】

- ・市長は、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民と行政の協働のまちづくりの実現、及び開かれた市政を推進するため、市の重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民に事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長の考え方の公表に努めます。

「安曇野市パブリックコメント手続実施要綱」を尊重して盛り込みます。

「参画」の定義として「市政に関する企画、立案、実施及び評価の各段階において関わること」としており、そのための多様な手法を整備する必要があるため、特にパブリックコメントについて定めました。

（応答責任）

第 21 条 ~~市議会及び~~市は、~~市行政運営~~に関し意見、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答するものとする~~します~~。

【盛り込む内容】【応答責任】

- ・~~市議会及び~~市は、市民から意見、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答します。
行政運営に関して市民から苦情等があった場合は、市の執行機関は速やかに状況確認を行い、必要に応じて業務等を改善するなど、適切かつ迅速な措置を講ずることについて定めます。

（説明責任）

第 22 条 ~~市議会及び~~市は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標~~について、達成の有無及び達成状況等の結果~~を市民に分かりやすい説明をするものとする~~します~~。

【盛り込む内容】【説明責任】

- ・~~市議会及び~~市は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすい説明をします。
市民参画と協働のまちづくりの推進を図るため、政策を立案する段階から評価及び改善に至るまでの過程で、その内容や経過、あるいは効果などについて市民に分かりやすい説明をすることについて定めます。

（行政評価）

第 23 条 ~~市議会及び~~市は、~~市行政運営の透明性及び信頼性の向上~~、総合計画の適正な進行管理並びに行
政資源の効果的な活用を図るとともに、職員の意識改革を目的に行政評価を行うものとする~~います~~。
2 ~~市議会及び~~市は、行政評価の結果について市民に分かりやすく公表するものとする~~します~~。

【盛り込む内容】【行政評価】

- ・~~市議会及び~~市は、行政運営の透明性及び信頼性の向上、総合計画の適正な進行管理並びに行政資源の効果的な活用を図るとともに、職員の意識改革を目的に行政評価を行います。
- ・~~市議会及び~~市は、行政評価の結果について市民に分かりやすく公表します。
「安曇野市行政評価実施要綱」を尊重して盛り込みます。
より効果的かつ効率的な行財政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を政策等へ反映させる仕組みを構築すること、及びその評価の結果を公表し、行政運営の透明性を高めることについて定めます。

（多文化共生）

~~第23条 市民は、国籍や民族などの異なる人々が、互いの言葉や文化の違いを認め合い、差別することなく対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくよう努めます。~~

~~【盛り込む内容】【多文化共生】~~

~~国籍や民族などの異なる人々が、互いの言葉や文化の違いを認め合い、差別することなく対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく。~~

~~国際化の進展により本市には多くの在住外国人が住んでいることから、市民会議において「多文化共生」について盛り込むべきとの意見がありました。~~

~~すべての市民が差別されることなくお互いを認め合い、支え合う社会の構築のため、多文化共生について決めました。~~

第6章 危機管理

（危機管理）

第24条 市議会及び市は、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他非常時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関との協力、連携を図るものとする~~ります~~。

2 市民は、市民相互の支え合いを大切にし、相互支援を図るものとする~~ります~~。

~~【盛り込む内容】【危機管理】~~

・市議会及び市は、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他非常時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関との協力、連携を図ります。

・市民は、市民相互の支え合いを大切にし、相互支援を図ります。

市民を災害等から守るため、警察、保健所など関係機関、近隣市町村、姉妹都市などとの連携、民間との各種災害協定の締結などについて決めました。

また、市民相互の日常的な支え合いによる相互支援について決めました。

（自然環境の保全）

~~第25条 市民、市議会及び市は、本市の豊かな自然環境を保全し、次の世代へより良いものとして引き継ぎます。~~

~~【盛り込む内容】【自然環境の保全】~~

~~市民、市議会及び市は、本市の豊かな自然環境を保全し、次の世代へより良いものとして引き継ぎます。~~

~~市民アンケートの「本市の良い点」の結果では、回答者の85%の方が「自然環境」、25%の方が「生活環境」と答えています。このことから、「豊かな自然環境」は安曇野市の最大の特徴と言えます。~~

~~市民会議では、この自然環境の保全と、確かなかたちで次世代へ継承していくことを盛り込むべきとの意見があり、「自然環境の保全」について決めました。~~

第7章 区

（区の役割）

~~第25条 区は、各区の発展と相互の親睦を目的としたすべての区で構成する安曇野市区長会に所属する自治組織であり、対象地域における市民相互の連携により、共通課題を自ら総合的に対応するとともに、福祉向上及び安全で安心な地域づくりを自ら創りだすよう努めます。~~

第25条 本市の区域内に存する自治組織であって、安曇野市区長会（各区の発展と相互の親睦を目的としたすべての区で構成するものをいう。）に所属するもの（以下「区」という。）は、共通課題を自ら総合的に対応するとともに、福祉向上及び安全で安心なまちづくりを担うよう努めるものとする。

【盛り込む内容】【区の役割】

- ・区は、地域の多岐にわたる課題を区民自ら総合的に対応し、また区民の福祉向上、安全で安心な地域づくりを自ら創りだす組織…

市区長会で作成した「区マニュアル」において、区は「支え合い、助け合う連帯感により、安全・安心な地域を目指し、様々な地域課題を協働により解決するコミュニティの基盤となる自治組織」と位置付けています。このことから、区が抱える地域課題に対し、区の一人ひとりが自ら取り組むことが必要であることを定めます。

（区への加入）

第26条 本市の区域内に居住し、又は住所を有する者は、区へ加入するよう努め、~~住民~~相互の支え合いと協力の下、主体的に~~地域課題の解決や~~まちづくりに関わるよう努めるものとする~~ます~~。

【盛り込む内容】【区への加入】

- ・本市に居住する市民は、区へ加入するものとし、~~住民~~相互の支え合いと協力の下、主体的に地域課題の解決やまちづくりに関わるよう努めます。

区への加入については、市と区が協力し、促進を図っています。区未加入の要因として、「隣近所つきあいの煩わしさ」「役員を引き受けられない」「区費など負担金が払えない」など、多岐にわたっています。しかしながら、防災面からも、今後隣同士の顔の見える関係による支え合い、助け合いの地域づくりが一層求められています。このことから、市民会議においても、区への加入については表現を考慮した上で、条例に盛り込むことを前提に審議を進めました。

議論は、区への加入を「義務化」とするか「努力義務」とするかでしたが、「基本的に、加入は個人の意思によるもの」「区への強制加入により逆効果が生まれる」などの意見も多かったことから、「努力義務」としました。また、対象は区内に住所を有する人だけでなく、区内に居住する人や事業所なども含めるものとし、高齢者などの区費や役員の負担の軽減も考慮しつつ、住民の主体的な地域づくりを目指します。

（区への支援）

第27条 市は、~~区とは対等なパートナーとして~~、区の役割を尊重するとともに、その活動が促進され、地域力が向上するよう支援するものとする~~ます~~。

【盛り込む内容】【区への支援】

- ・区は市との対等なパートナーとして…
- ・市は、区の役割を尊重するとともに、その活動が促進され、地域力が向上するよう支援します。

安曇野市誕生以来、区と市は対等なパートナーと位置付けてきました。今後の協働のまちづくりを推進する上で、区は特に重要な主体であり、区と市は多様化する課題を協働により解決し、市民一人ひとりが心豊かに暮らせる地域社会を構築するための両輪となります。また、市民の皆さんの福祉向上や安全で安心な暮らしを守るためには、区の協力が不可欠であり、区へ依頼する事項も多岐にわたってきました。

市は、区の負担軽減を図るとともに、区の自立した運営による地域力の向上を図るため、財政的な支援あるいは人的な支援など、必要な支援を行うことを定めました。

第 8 章 住民投票

（住民投票）

第 28 条 市は、**自治市政**の特に重要な事項について、~~直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て~~住民投票を実施することができるものとする**ます**。

~~2 本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）の規定に従って、その代表者から市長に対して住民投票に関する条例の制定を請求することができます。~~

2 市議会及び市は、住民投票の結果を尊重するものとする**ます**。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めるものとする**ます**。

【盛り込む内容】【住民投票】

- ・市は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。
- ・本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）の規定に従って、その代表者から市長に対して住民投票に関する条例の制定を請求することができます。
- ・市議会及び市は、住民投票の結果を尊重します。
- ・住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

市民ワークショップでは、住民投票そのものの是非、またその制度について「逐次型」か「常設型」か、様々な意見が出されました。市民会議では総意として、住民投票に関する項目を盛り込むことが合意されました。また住民投票の進め方については、制定市民会議の議論を踏まえ、地方自治法の規定によるものとししました。

我が国の地方自治制度は、市民の代表である市議会と市長による二元的な間接民主主義を採用しており、住民投票は現状の仕組みを補完する役割を果たします。

地方自治法第 74 条では、「選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の者の連署により、条例の制定の請求ができる」こととしており、改めて自治基本条例において明記することにより、住民投票も可能であることについて定めます。

市議会と市長は住民投票の結果を尊重するものとし、その上で意思決定を行うことについて定めました。

住民投票は、市民生活や市政において大きな影響を及ぼします。住民投票に関わる個々の事案は、すべてその重要性の高い案件であることから、個々の事案に対して、それぞれ条例を制定して住民投票を実施することについて定めました。

第9章—自治基本条例の見直し

附 則

(自治基本条例の見直し)

- 1 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間の中で、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする~~し~~ます。
- 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする~~ま~~す。
- 3 市長は、第1項に規定する検討または前項に規定する措置を講じた以降は、5年間を超えない期間で第1項及び前項に規定する事項について行~~う~~ものとする~~い~~ます。

【盛り込む内容】【自治基本条例の見直し】

- ・市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間の中で、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。
- ・市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。
- ・市長は、第1項に規定する検討または前項に規定する措置を講じた以降は、5年間を超えない期間で第1項及び前項に規定する事項について行います。

市民会議において、本条例の見直しの必要性は総意によるものでした。見直しの時期については、施行直後の最初の見直しの時期と、その後の見直しのサイクルについて審議を進めました。

その上で、施行直後の見直しは3年を超えない期間とし、その後は5年間を超えない時期とし、またその間に本条例の各条項が本市の推進すべき方向やその時点での社会情勢と照らし合わせ、条例の見直しが適当と判断した場合には、見直しを行うということについて定めました。